

ケアハウス公孫樹
指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護
運営規程

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人^{恩師}_{財団}済生会支部栃木県済生会が開設するケアハウス公孫樹（以下「事業所」という。）の行う指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 この事業所が行う事業は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、入居者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- 2 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設入居者生活介護」という。）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業所は、自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ケアハウス公孫樹
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市徳次郎町 2632-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、事業所の従業者の管理及び特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護師 1名以上

看護師は、常に入居者の健康状態を把握し、適切な健康保持に努める。

(4) 介護員 9名以上

介護員は、特定施設入居者生活介護のサービスの提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入居者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 利用定員 50名

(2) 居室数 50室

(契約の締結)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、入居申込者に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得て契約を締結する。

(特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 介護の内容は次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 入浴(週2回)、排せつ、食事等の介護

(3) その他の日常生活上の支援・世話

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

夜間看護体制を整備し、オンコール体制必要時には看護師が出動して対応します。また、利用者に緊急事態が発生した時、情報提供書を提示し、医療機関と連携を取りより良いサービスの提供をいたします。

(6) 相談及び援助

(7) 入居者の家族及び地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第8条 特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された自己負担割合に応じた額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 協力医療機関以外の通院の介助（原則、家族） 1,050 円/30 分

(2) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 400 円/1 回

(3) 金銭の管理（原則、本人又は家族） 50 円/日

(4) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

4 介護給付費体系の変更があった場合、事業者はサービスの利用料金を変更できるものとする。

(入居者が介護居室、一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第9条 全室個室であり、介護が必要な状態になった場合も引き続き、利用できるものとする。

2 入居者が病院に受診するまでの待機等で、一時介護室の利用が必要な場合は、入居者の意思を確認するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 入居者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(2) 入居者が外泊を希望する場合には、所定の手続により施設長に届け

出るものとする。

- (3) 入居者は、健康に留意するものとする。
- (4) 入居者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 事業所の許可を受けないで居室において小鳥等の飼育をすること。
- (2) 他の入居者の迷惑となるような政治活動及び宗教活動。
- (3) 喧嘩、口論、泥酔等他の利用者に迷惑となる行為。
- (4) 指定した場所以外で喫煙もしくは火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- (6) その他、規程等で禁止されている行為。

(緊急時等における対応方法)

第11条 特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関及び歯科医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第13条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。
- (3) 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(災害、非常時への対応)

第14条 災害・非常時に備えて、消火設備、非常放送等必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

(契約の終了)

第15条 入居者は、事業所に対して、30日以上予告期間をもって文書で通知することにより、契約を終了することができるものとする。

2 入居者が要介護認定で、非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了するものとする。

3 次の事由に該当した場合は、契約を自動的に終了したものとする。

(1) 入居者が他の介護保険施設に入所した時

(2) 入居者が死亡した時

(苦情処理)

第16条 施設サービスの提供に係る入居者からの苦情に適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3 事業所は、提供した施設サービスに係る入居者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏えいすることがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。
- 5 事業所は、入居者から苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情相談の受付窓口の設置や第三者委員の選任など必要な措置を講ずる。
- 6 事業所内の見えやすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他の重要事項を掲示する。
- 7 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続して施設サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し必要な対策を講じます。
- 8 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い社会福祉法人^{思師}_{財団}済生会支部栃木県済生会高齢者ケアセンターと施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。